

トラサポ通信

2020/3/1
Vol.16

気になるニュース

世界中をコロナウイルスが席卷しています。私の人生でここまでイベント中止や学校休校が要請されたのは初めてです。まだまだ収束の道が見えませんが、自分は大丈夫と思わずに不要不急で混雑する場所にはいかないことが大切でしょう。結局は体力が低くなっていると免疫が下がるので、しっかりとした食事と休養を取ることが王道の対策でしょう。この影響で車検の有効期限が延長されます。期限が3月末までの車両は4月末まで延長されるとのことで、自賠責保険も同時に延長されます。混雑する3月にムリヤリ車検をせず、4月に入ってから車検を受けることも考えていきましょう。



コンプラ道場



貨物自動車運送事業者は、様々なルールを守らなければなりません。多くの事業者はその本質でなく、形だけを見ているため、苦痛に感じてしまうので、正しく理解していきましょう。今回は11月改正後の増車について学びましょう。改正前は何台でも即日増車が可能でしたが、改正後は制限されています。3カ月前の台数の3割以上増える増車は即日では終わらず、1～3カ月かかる認可となりました。しかし、その増台分が10台までであれば大丈夫です。たとえば30台の会社が10台増やすのは3割以上ですが即日届出が可能です。しかし11台増やすのは認可となってしまいます。仕事が増えるときは増車計画をしっかりと考慮しなければなりません。

【コラム】新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、確定申告期限や在留外国人の在留期間の延長措置が行われている一方、運行管理者試験、総合旅行業務取扱管理者試験、倉庫管理主任者研修、運輸安全マネジメントセミナーなどが延期ではなく、実施中止となっています。これによって事業計画の変更を余儀なくされている事業者さんもいらっしゃるかと思います。お困りごとがございましたら、当法人までご相談ください。

【発行者】

 行政書士法人シグマ

武蔵小杉オフィス(事務集中センター)

神奈川県川崎市中原区新丸子町 911 番地

電話 044-322-0848 FAX 03-6800-3604

メール info@sgm-mail.jp